商船三井グループ腐敗行為防止方針

商船三井グループは、グループの価値観・行動規範として「MOL CHARTS」を定めています。その中で、「常にコンプライアンスを意識し、社会規範と企業倫理に則って行動する。」「社会が抱える課題に率先して取り組み、責任ある行動をとる。」と宣言しています。

商船三井グループは、ステークホルダーの皆さまの期待に応え、上記価値観・行動規範に則った経営をさらに推進するため、本方針に則り、贈収賄などの腐敗行為の防止に対する取り組みを徹底します。

1. 基本的な考え方

商船三井グループは、贈収賄などの腐敗行為の防止を特に重要な課題であると認識し、 腐敗行為に関与することを禁止します。

また、会社の利益に相反する行為(利益相反行為)、ファシリテーション・ペイメント、 資金洗浄などを許容せず、公正に事業を推進します。

2. 適用範囲

商船三井グループは、グループの全ての役員・従業員及び船員に本方針を適用します。 また、商船三井グループの事業活動に関連する、全てのビジネスパートナーの皆様にも、 本方針を支持していただくことを期待しております。

3. 法令遵守

商船三井グループは、腐敗行為防止に関連する法令を遵守します。

特に、役員・従業員及び船員は、刑法、不正競争防止法、国家公務員倫理法、国家公務員倫理規程、地方自治体等の定める倫理規程並びに米国 "Foreign Corrupt Practices Act"、英国 "Bribery Act 2010"及びその他の国又は地域の贈賄の防止又はその処罰を内容とする法令等、日本及び外国の腐敗行為防止関連法令を遵守します。

4. 推進体制

商船三井は、経営会議の下部機関としてコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関する検討及び審議を行っております。また、グループ全体の役員・従業員及び船員が遵守すべき「贈賄等防止規程」を 2015 年に制定しております。上記のコンプライアンス体制、及び社内規程の遵守を通じ、腐敗行為の防止に対する取組を徹底します。また、取締役会は、コンプライアンス委員会より定期的な報告を受けると同時に、コンプライアンスに関する取組の監督責任を負っております。

5. 教育

商船三井グループは、グループの役員・従業員及び船員向けに腐敗防止に関する教育・研修を毎年実施します。

別添:用語の定義

- 1. 「贈収賄」とは、公務員等又は民間人に対し、営業上の不正の利益を得るために、 金銭その他の利益を供与し、又は供与の申込み・約束をすること、及び商船三井グ ループの役職員がこれらの供与・申込み・約束を受けることをいう。
- 2. 「公務員等」とは、日本国内外を問わず、政府又は公共団体の公務に従事する者、政府関係機関の事務に従事する者、法令により公務に従事する職員と定められている者、政府が実質的に支配する公的な企業の職員、政党及び政党の職員、公職の候補者、公的国際機関の公務に従事する者、政府又は国際機関から権限の委任を受けてその事務を行う者をいう。
- 3. 「ビジネスパートナー」とは、代理店、ブローカー、エージェント又はコンサルタント等、名称のいかんを問わず、当社のために情報の提供又は取引の媒介、代理、あっせん等の役務提供を遂行する者をいうがこれに限らない。
- 4. 「ファシリテーション・ペイメント」とは、公務員等による通常の行政サービスに 係る、手続の円滑化のみを目的とした少額の支払いをいう。

2022年7月制定